

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 あて

原子力委員会委員長

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンにおける核燃料
物質の加工の事業の変更許可について（答申）

平成 20 年 1 2 月 1 2 日付け平成 20・04・18 原第 21 号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 1 6 条第 3 項において準用する同法第 1 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり妥当と認める。

(別紙)

株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンにおける核燃料物質の加工の事業の変更許可について (答申)

本件申請に係る変更内容は、株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンにおける核燃料物質の加工の事業に関し、以下のとおりである。

(1) 被覆施設の変更

- ・ 第 1 加工棟及び第 2 加工棟の被覆施設における燃料棒乾燥装置を撤去及び加工工程図等を変更

(2) 貯蔵施設の最大貯蔵能力の変更等

- ・ 第 1 加工棟、第 2 加工棟及び第 2 貯蔵棟の核燃料物質の貯蔵施設に集合体貯蔵容器を追加
- ・ 第 1 加工棟及び第 2 加工棟の貯蔵施設の最大貯蔵能力を変更

(3) 廃棄施設の変更

- ・ 第 1 加工棟及び第 2 加工棟の気体廃棄物の廃棄設備の一部の系統を変更
- ・ 第 1 加工棟の廃棄施設における固体廃棄物の保管廃棄能力を変更
- ・ 液体廃棄物の廃棄設備の保管廃棄場所の明確化及び廃油処理装置を実験設備から廃棄施設に区分変更

(4) その他の変更

その他加工設備の附属施設の一部の設備の撤去等

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (以下「法」という。)
第 1 4 条第 1 項第 1 号 (加工の能力)

本申請は核燃料物質の加工事業の能力を変更するものではなく、本申請のとおり許可しても、加工事業者の加工の能力が核燃料物質の需要に比して著しく過大になることはないと認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。

2. 法第 1 4 条第 1 項第 2 号 (経理的基礎に係る部分に限る。)

申請に係る工事に要する費用は、自己資金を用いることから、加工事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があると認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。